

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ クレジットカードの盗難と雑損控除

Q：私は、旅行先のホテルで盗難に遭い、クレジットカードを奪われてしまいました。後日、そのクレジットカードが不正使用されていたことがわかり、多大の損害を被ることになりましたが、この不正使用による損失は雑損控除の対象になりますか。

A：クレジットカードが盗難に遭い、不正使用により被った損失は、雑損控除の対象になります。

### 【解説】

クレジットカードをあなた以外の者が使用した場合には、記名人であるあなたが使用したのものとして、それにより生じた損失は記名人であるあなたの負担とされる場合があります。

そこで、クレジットカードの盗難に伴い、これを他人が使用したことにより発生した損失は、盗難による損失と同様のものとして取り扱うこととされています。

この場合、雑損控除の対象となる損失の生じた時期は、クレジットカードの盗難の時期に関係なく、その不正使用により生じた損失を実際に負担することとなった時とされます。

なお、損失の金額の計算にあたっては保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いて計算することになります。

ちなみに、クレジットカードの遺失に伴う損失については、盗難とは異なり、雑損控除の対象にはなりません。

